

昨年衆院選「違憲状態」

一票格差で最高裁

09年選挙と同じ判断

「一票の格差」が最大二・四三倍だった昨年十二月の衆院選は違憲だと
して、二つの弁護士グループが選挙無効を求めた全国訴訟の上告審判決
で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は二十日、「違憲とまではいえ
ず、違憲状態にとどまる」との判断を示した。選挙無効の請求は退けた。

最大格差が二・三〇倍だった二〇〇九年の衆院選についての前回判決と
同じ判断になった。高裁・高裁支部判決では違憲判決が相次ぎ、戦後例の

ない無効判決もあったが、最高裁が
統一判断で違憲状態にとどめたこと
で、選挙制度改革をめぐる議論の停
滞が予想される。

弁護士グループは今回、全ての高
裁・高裁支部に訴訟を起こした。三
月に言い渡された十六件の一審判決
は「選挙無効」が二件、「違憲」十二
件、「違憲状態」二件だった。



「一票の格差」訴訟の上告審判決のため、最高裁に向かう原告団＝20日

2013年11月20日発行